平成２１年（フ）第８０９号
大阪府岸和田市南上町１丁目27番１―204号、前住所大阪府泉南郡熊取町七山１丁目617番地の３―２―101
債務者　谷　佳代子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番88号
債務者　森下由紀子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１３号
大阪府岸和田市岡山町665番地の１シティハイムなかじま201号
債務者　植田　義彦
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１４号
大阪府和泉市箕形町２丁目８―５―201、住民票上の住所大阪府寝屋川市堀溝３丁目４番26号
債務者　石川　麻実
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
大阪府泉佐野市上瓦屋374番地の７
債務者　枡谷　鋭治
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
大阪府泉南市樽井２丁目21番22号
債務者　農山貴美男
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１８号
大阪府阪南市石田600番地の６府営石田団地25棟405号
債務者　中村ミゲルこと　ＭＡＳＵＯＫＡ　ＭＡＳＵＯＫＡ　ＭＩＧＵＥＬ　ＡＲＮＵＬＦＯ
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１９号
大阪府和泉市幸３丁目４番13号
債務者　新井秋男こと　朴　　秋男
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８２０号
大阪府岸和田市下池田町１丁目３番28号ラピーヌ久米田204号
債務者　田中　平和
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８２１号
大阪府泉南郡熊取町大久保北３―262―１ＢＯＸ21　２Ｍ、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町七山３丁目975番地の１
債務者　山本　浩一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３０号
大阪府泉南郡熊取町大久保東１丁目11番22号
債務者　前田　　恵
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３２号
大阪府岸和田市加守町１丁目17番11―203号
債務者　金田正春こと　金　　正春
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
香川県高松市東山崎町514番地　市住17―89
債務者　新川　勝憲
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２４２号
香川県高松市東山崎町514番地　市住17―89
債務者　新川　啓子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２８２号
香川県高松市中山町782番地４
債務者　早田　吉則
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２８３号
香川県高松市中山町782番地４
債務者　早田　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３００号
香川県高松市勅使町21番地９
債務者　長橋　周一
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係